

## ペットボトルの処理に係る協定書

東大和市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、令和2年10月1日付で締結した、地域活性化包括連携協定第2条第4号に規定する環境対策に関して、具体的な事項を次のとおり定め、ペットボトルの処理に係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市民等が排出するペットボトル等の適正処理に関し、甲の公共施設へ、乙がペットボトル自動回収機を設置し、東大和市民のペットボトルの排出機会の拡大を図り、甲及び乙が相互に協力し、持続可能な資源循環に寄与することを目的とする。

（実施事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、次に掲げる事項を行う。

- （1）適切にリサイクルするための啓発に関すること。
- （2）乙が、甲の公共施設で実施するペットボトル回収事業の取り組みへの支援及び協力に関すること。
- （3）甲の公共施設へのペットボトル自動回収機等の設置及び運用に係る施設管理者等との調整に関すること。
- （4）甲の公共施設で実施するペットボトル回収事業により回収したペットボトル等を、定期的  
に回収し、公共施設内で一時保管すること。
- （5）ペットボトル自動回収機は、甲の公共施設へ設置するものとする。

2 前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項を行う。

- （1）ペットボトル自動回収機の設置及び維持管理に関すること。
- （2）回収したペットボトル等の適正な処理に関すること。
- （3）ペットボトルのキャップ及びラベルを適正に回収すること。

3 前項第1号に掲げる「設置及び維持管理」については、次に定める内容を含むものとする。

- （1）ペットボトル自動回収機の設置・運用に伴う電気使用料の負担に関すること。
- （2）ペットボトル自動回収機が故障した場合の対応に関すること。また、甲へその責を求めないこと。
- （3）ペットボトル自動回収機を撤去する場合、乙の負担で速やかに原状に復旧すること。
- （4）ペットボトル自動回収機及び引き込み配線等については、乙の所有とすること。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業実施に当たり、相手方から秘密であることを指定された事項について、第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の当事者間で書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙から、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の6か月前までに、甲又は乙から、特段の申し出がないときは、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、記名・捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月1日

甲 東京都東大和市中心3丁目930番地  
東大和市  
東大和市長 尾崎 保夫

乙 東京都新宿区新小川町3番19号  
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社  
地区統括部長 久保 健一